

指定の手引

1 指定申請受付・相談窓口

介護福祉課 施設整備係（奈良市役所北棟1階）

受付時間：平日8：30～17：15（国民の休日、12月29日から1月3日を除く）

※ご来課される際は、必ず事前にご予約ください。

電話：0742-34-5422

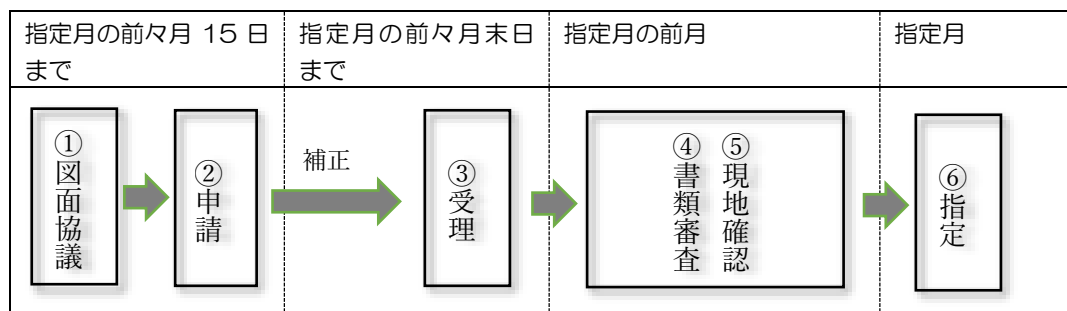
2 申請受付のめ切

指定日（事業開始日）は毎月1日です。申請受付のめ切は指定日の前々月の15日（同日が閉庁日の場合は、直前の閉庁日）です。また、申請書類に不備があり、補正が必要なものは受理できませんので、余裕を持ってご提出ください。

（例）3月15日に提出、受理 → 5月1日指定

3月16日に提出、受理 → 6月1日指定

3 申請から指定までの流れ



①図面協議

面積要件のあるサービス（通所サービス、入所サービス）は、図面協議を行います。

電話でご予約のうえ、平面図等をご持参ください。

②申請

電話でご予約のうえ、介護福祉課にお越しください。（郵送・メール不可）

③受理

- ・申請書類に不備があり補正が必要なものは、補正完了後に受理します。
- ・書類が整い次第、指定手数料の納付書をお渡しします。振込後、領収書のコピーをご提出ください。

参考）指定手数料の額

サービス	手数料
居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、介護老人福祉施設	30,000 円
介護老人保健施設、介護医療院	63,000 円

※予防サービスを一体的に行う場合（「介護予防」訪問看護）、「（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売」などの更新手数料は1サービス分のみ。

- ・受理後、指定日までに事業が開始できなくなった場合や、申請内容に変更がある場合は速やかにご連絡ください。そのまま指定を受けると虚偽申請で指定が取り消されることがあります。

④書類審査

申請内容が指定基準を満たしていることを確認します。

⑤現地確認（指定月前月の中旬）

- ・現地確認の日時は、指定月前月の中旬に調整します。希望日があればお早目にお伝えください。
- ・指定月前月の中旬に現地で、設備及び人員等について申請内容と相違ないことを確認します。
- ・当日は、勤務形態一覧表に記載のある全従業員の本人確認を行います。その際、顔写真入りの本人確認書類（免許証や旅券等）をお持ちください。当日ご都合の合わない従業員は、別の日に介護福祉課で本人確認を行います。

⑥指定（毎月1日）

指定決定通知書を送付します。（再発行はできませんので、大切に保管してください）

4 申請時の注意点

- ・指定を受けられるのは、「法人」です。（一部サービスを除く）
- ・申請する事業を、法人の定款や登記簿謄本に具体的に位置付けてください。
一体的に介護予防サービスを行う場合は、介護予防サービスも記載が必要です。
（例）介護保険法に基づく指定居宅サービス及び指定介護予防サービス
- ・介護保険法に定める欠格事由に該当しないか確認してください。
- ・指定基準は、厚生労働省令及び解釈通知のほか、奈良市条例及び奈良市要項（介護福祉課HPに掲載）をご確認ください。